

William S.Barker & W.Robert Godfrey ed.:
Theonomy — A Reformed Critique —

Academie Books ,Grand Rapids,1990,413pp.

黒川知文

リコンストラクション神学批判

1970年代前半から、アメリカの改革派神学から派生して、積極的にアメリカの道徳と社会を再建しようとする運動が現在まで展開されている。この運動は、クリスチャン・リコンストラクション運動と呼ばれ、R.J.Rushdoony（著書に“Institutes of Biblical Law”Nutley,N.J.:Craig,1973）、G.L.Bahnsen（著書に“Theonomy in Christian Ethics”Nutley,N.J.:Craig,1977）らがその指導的役割を果たしている。この運動の主要な特徴は、①人間生活の全ての領域に神の絶対主権が及ぶこと、②キリスト者と非キリスト者とに共通する哲学としてのヒューマニズムを排し、両者を峻別すること、③アメリカのエヴァンジェリズムに支配的な前千年王国論ではなくて、歴史における神の勝利を強調する楽観的な後千年王国論をとること、④教会と国家と家庭とは神から人に与えられた同価値の制度であり互いに干渉してはならないとすること、⑤旧約聖書の律法を、現代社会の法律として適用すること、などの主張にある。①は改革派神学やエヴァンジェリズムにも共通するものであるが、それ以外の点に関しては、賛否両論がある。本書は、改革派神学に立つウェストミンスター神学校の教職者16名による、リコンストラクション神学に対する批判を集めたものである。本書は、正統的改革派神学者による同神学に対する公式批判書といえる。

本書は4部より成る。第1部「リコンストラクション神学と聖書の律法：基本的方向づけ」は、第1章「『神の律法』という語を律法の適用において使用してもよいのか？」第2章「神の律法と今日におけるモーセ律法の刑罰」から成る。旧約律法の継続問題について、旧約学、新約学の立場から論じられている。第2部「リコンストラクション神学と聖書神学：組織神学の方法」は、第3章「ディスペンセーション、契約神学との関係におけるリコンストラクション神学」第4章「個と多とリコンストラクション神学」第5章「解釈の枠組の旧約律法に対する影響」より成り、組織神学の立場から、旧約と新約との関係、旧約律法の位置づけ、教会と国家などについて議論されている。第3部「リコンストラク

ション神学と契約の継続：新約の証拠」は、第6章「新約におけるモーセ五書の使用」第7章「律法は約束に反しているか？ガラテヤ書3章21節の契約の継続としての重要性」第8章「ヘブル書とモーセの刑罰法」から成る。第4部「リコンストラクション神学と勝利者の危険：特殊問題」は、第9章「リコンストラクション神学と終末論：後千年王国論の再考」第10章「リコンストラクション神学、多元主義と聖書」第11章「リコンストラクション神学の魅力」第12章「リコンストラクション神学と貧しき者：再考」から成り、終末論、宗教的多元主義、歴史と文化との関係、カルヴァニズム神学との比較、などが論じられている。第5部「リコンストラクション神学と改革主義の遺産：歴史的関係」は、第13章「カルヴァンとリコンストラクション神学」第14章「リコンストラクション主義者の会議か？神の法に関するウェストミンスター会議」第15章「ニューイングランドの清教徒と国家」から成る。ここでは、歴史神学の立場から検討されている。そして、第16章「リコンストラクション神学への挑戦」が結論となっている。

リコンストラクション神学の積極的意義は、本書においては、それほど述べられていない。T.Longman IIIは、同神学の刑罰論を「歪曲したもの」と批判した後に、同神学が貢献したのは、聖書が正しい刑罰を執行する根拠になることを指摘したことだと述べている(p.54)。B.K.Waltkeは、ディスペンセーショナリズムの反律法的傾向に対するものとして律法を重んじる同神学を一応評価してはいるが、9におよぶ短所をその後展開している(p.79~86)。J.R.Muetherは、同神学は、「キリスト者に文化を変革する責任があることを正しく思い起こさせた」(p.259)としているが、その方法がアメリカの使命、生活様式や価値観と結びつきすぎている点を批判している。W.R.Godfreyも、同神学が求めているものは、「改革派神学において高貴なものである」と述べてはいるが、その後に「しかし、彼らは改革派神学の教会とは異なる方法で聖書を用いる」(p.312)と、結論している。

本書の著者はすべて、リコンストラクション神学を問題あるものとして批判している。共通して論じられている同神学批判を整理すると、まず、同神学が新約と旧約との継続性のみに注目し、新約よりも旧約をむしろ重要視しているという批判をあげることができる。たとえば、R.D.Knudsenは、旧約を新約から切り離して解釈する同神学の方法は「大きな過ちである」(p.36)と指摘している。また、Longmanは、同神学は、「神の子としてのイエスが、旧約律法を、新しい救いの状況に実際に適用したことを理解しない」(p.53)と論じている。Waltkeも、同神学は、「キリストの支配にある者よりも、モーセ律法の下にある者を聖なる者とする過ちを犯している」(p.85)と結論している。

このような批判は、旧約律法の適用に関する批判へとつながる。これは、リコンストラクション神学の基礎ともいべき律法の現代への適用、に対する批判である。同神学は、旧約律法は、そのすべてが廃止されるまでは、例外なく現在にも適用されるという立場を

とる。このような立場について、Waltkeは、「律法を国家に極端にまで適用し、教会と国家とを法外に結合することにより、最終的には教会の光を世から消し去り、ちょうどユダヤ教の場合と同様に、世を大いなる暗黒の中に置くことになるにちがいない」(p.86)と批判している。D.E.Johnsonもまた、「モーセ律法が世俗の政治領域に適用可能かどうかについての言及は、新約にはない」(p.190)と指摘している。Godfreyも、カルヴァンの聖書解釈と同神学の解釈とを比較した上で、同神学の立場は「カルヴァンの律法観と全く反するものである」(p.411)とさえ結論している。

同神学の問題点は、まさにこの旧約律法の現代への適用にある。いったい旧約律法は現代においても有効であるのか?歴史的改革派神学に基づく『ウェストミンスター信仰告白』第19章4には、「一政治体としてのかれら(ユダヤ人)に対してもまた、神は多くの司法律法を与えられた。これは、その民(ユダヤ人)の国家と共に終わり、その一般的原則適用が求める以上には、今はどのような事をも義務付けてはいない。」とある。旧約律法は、道徳律法、儀式律法、司法律法と分類される。十戒に代表される道徳律法は現在にも有効である。動物の犠牲などから成る儀式律法は、イエスにおいて成就されて廃止された。司法律法とは、古代ユダヤ社会に適用された法律である。姦淫を犯した者、安息日を守らなかった者、親に逆らう者は殺されなければならないとする法律も含む。出エジプト記21~23章、レビ記11~26章が司法律法である。これらの命令は、当時のイスラエルが守るべき行動規範である。それは「定め」(ミシュバート)であり、「律法」(トラー)ではない。両者は区別されて聖書に使用されている(たとえばレビ記18章5節)。また、司法律法は、神の選民イスラエルの神政政治における規範であった。イエス以後の新約時代においては、神政国家は、教会という新たな神の民の群に変わった。したがって、司法律法は、その民の国家とともに終わり、その一般的原則適用が求める以上には、現在はいかなることも義務づけてはいけない。司法律法を現在に適用しようとするリコンストラクション神学は、以上の考察から、明らかに、『ウェストミンスター信仰告白』から逸脱するものであるといえる。本書においても、S.B.Fergusonが「このようなリコンストラクションの神学は、ウェストミンスター信仰告白の教えではない」(p.348)と述べ、Godfreyも「カルヴァンは、リコンストラクション主義者に類似する神政政治的思考を、『誤った馬鹿げたもの』と明らかに呼んだ」(p.312)と述べている。評者は、これらの主張を支持する。

しかし、ここで疑問が残る。旧約律法は、はたして『ウェストミンスター信仰告白』にあるように、明確に三分できるのかということである。「律法を成就するために来た」(マタイ5章17節)と言ったイエスは、いかなる「律法」を意味していたのかということである。本書は、ウェストミンスター信仰基準とカルヴァニズムの伝統を「聖書信仰と行動に対する最も健全で包括的な理解とする」立場からの同神学を検討したものである。その結

論は、リコンストラクション神学は、その立場を「歪めた見解を示す」(p.11)となっている。しかし、現在の旧約学において議論となるべき旧約律法の新たな分類がなされた場合には、同神学の主張は、さらに検討されなければならなくなるであろう。『ウェストミンスター信仰告白』を基準として批判が展開されているところに、本書の限界があるといえる。

律法と福音との関係、旧約と新約との関係は、古くて新しい問題である。リコンストラクション神学を批判する本書は、我々にこの問題を、もういちど検討させるものであり、読者を、神学よりも聖書に立ち向かわせる書でもある。